

# 監事監査報告書

令和2年5月15日

学校法人 長崎総合科学大学

理事長 立石 暁 殿

学校法人 長崎総合科学大学

監事 宮原 泰治郎



監事 草野 恒史



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人長崎総合科学大学寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人長崎総合科学大学の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務並びに財産の状況を監査しました。その結果について、以下のとおり報告します。

## 1. 監査方法の概要

理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人（新日本有限責任監査法人）と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

## 2. 監査の結果

- （1） 計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、令和元年度における学校法人長崎総合科学大学の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2） 理事の業務執行に関しては適正に行われており、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上